

報告第 30 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 9 月 3 日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第17号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和6年7月26日

つくば市長 五十嵐立青

損害賠償額の決定及び和解について

学校施設管理上の瑕疵に係る事故に関し、次のとおり損害賠償額を決定し、和解する。

1 事故発生の日時

令和6年5月18日 午前10時00分

2 事故発生の場所

つくば市並木三丁目8番地つくば市立並木中学校

3 相手方

(1) 住所 茨城県土浦市

(2) 氏名

4 事故の概要

つくば市立並木中学校において、野球部の練習試合を行っていた際、生徒が打った軟式野球ボールが、備え付けのネットを超え、近くの道路を走る車両に当た

り、屋根を破損させたもの

5 損害賠償額

金 352,814 円

6 和解の概要

(1) つくば市は、相手方に対し、金 352,814 円を支払う。

(2) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。